

## 随意契約理由書

1 業 務 名	阪神高速橋梁マネジメントシステム高度化のための理論構築業務（2019年度）
2 業 者 名	一般財団法人 阪神高速道路技術センター
3	
<p>本業務は、阪神高速道路株式会社が保有するH-BMSについて、過年度業務で検討した内容を踏まえた上で、主に大規模更新・大規模修繕事業を考慮したシステムへの高度化を目的として、さらに実践的なシステム構築を行うための検討を行うものである。</p> <p>したがって、本業務を行うにあたって、</p> <p>①阪神高速道路の橋梁構造物を熟知し、かつ損傷発生状況及び補修状況に関して精通していること。</p> <p>②H-BMSについて、その構築に関与する等、システムの構成やデータ構成等、その内容を熟知していること。</p> <p>が求められる。</p> <p>一般財団法人阪神高速道路技術センター（以下、「当該センター」という。）は、</p> <p>①「長寿命化を考慮した橋梁管理手法及び施工法等検討業務（平成26年度）」にて本事業の検討を実施した経験があり、さらに、「ASR橋脚の維持管理マニュアル」「阪神高速道路における鋼橋の疲労対策」「損傷と補修事例に見る道路橋のメンテナンス」等の技術図書を編集・発行するなど、阪神高速道路の橋梁構造物を熟知し、損傷事例やその補修等、維持管理に精通している。</p> <p>②H-BMSの開発に従事し、当該システムを熟知している。</p> <p>よって、本業務の実施にあたり、当該センターが有する特殊な知識と経験が不可欠であり、当該センターが本業務を実施可能な唯一の機関である。</p> <p>なお、本業務と同様の業務を過去10年のうち2回以上、当該センター以外の参加者の有無を確認する公募手続きに付したが、参加意思確認書の提出者がいなかった。</p> <p>以上より、阪神高速道路株式会社契約規程第2条第2号の規定により随意契約とする。</p>	
<p>阪神高速道路株式会社契約規程第2条第2号の規定による。</p>	